

デジタル市場競争会議ワーキンググループ（第34回）

1. 開催日時：令和4年3月4日（金）15：30～18：00
2. 開催形式：通信システムを用いた遠隔開催
3. 出席者：
 - 依田 高典 京都大学大学院 経済学研究科 教授
 - 生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科 准教授
 - 上野山勝也 ㈱PKSHA Technology 代表取締役
 - 川濱 昇 京都大学大学院 法学研究科 教授
 - 川本 大亮 PwCあらた有限責任監査法人 パートナー
 - 伊永 大輔 東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授
 - 増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
 - 山田 香織 フレッシュフィールドズブルックハウスデリングー法律事務所 パートナー
一弁護士
(デジタル市場競争会議 構成員)
 - 泉水 文雄 神戸大学大学院 法学研究科 教授
(オブザーバー)
 - 小林慎太郎 野村総合研究所 上級コンサルタント
4. 議事
 - (1) モバイルエコシステム等の競争評価について
5. 配布資料
 - 資料 事務局提出資料（非公表）

○依田座長

ただいまから「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」を開催いたします。

本日、塩野議員、森川議員、北野議員が御欠席と伺っております。川本議員は17時頃遅れて御出席の後、途中退席されると伺っております。

デジタル市場競争会議からされるのは、泉水議員だけになります。

野村総合研究所の小林様にもオブザーバーとして御参加いただきます。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。事務局の成田でございます。本日もよろしく願いいたします。

本日は、モバイルエコシステムについての競争評価でございますけれども、中間報告の案、非常にあらあらの段階のものでございますけれども、それにつきまして議員の皆様方から御意見、御議論いただければと思っております。

論点も多岐にわたりますので、本日の御議論でありますけれども、大きく前半パートと後半パートに分けさせていただきまして、前半パートは総論の部分、エコシステムのルール設定などに関するOS、ブラウザなどのルール変更について、アップデートについてと、アプリストアに関係する話ということで、お送りしているファイルでいいますと、総論と書いてあるもの、①、④、アプリストア、この4つのファイルを順々に御説明して、御議論いただければと思っております。

後半パートは、ブラウザの関係の話、データの話、機能へのアクセスの話、デフォルト設定などでございますけれども、②と③と書いてあります2つのファイルを使って順繰りに御説明し、御議論いただければと思っております。

本日の資料でございますけれども、事業者からの機密情報が含まれているということと、中間報告の案としてまだまだ未定稿の段階でございますので、非公表とさせていただければと思っております。本資料は皆様限りとしていただき、お取扱いには御注意いただければと御協力をお願い申し上げます。

本日の議事録につきましては、いつもどおり発言者の皆様の確認を経た上で公表する予定でございます。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

では、まず前半パートについて、事務局から資料に基づいて20分ほどで御説明をいただいた後、議員の皆様からコメントをいただきます。ある程度のグループ単位で事務局から回答をいただきます。本日のワーキンググループは、議員の皆様からフィードバックをいただくことを重視し、通常よりコメントの時間は長めの設定となっております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

そうしましたら、ちょっと駆け足になりますが、御説明申し上げます。

まず、総論の部分でございます。主要点のみのピックアップの御説明になりますが、総論のところは、1ページ目、2ページ目にかけて、なぜ今こういうものを対象に評価をしているかということの背景説明、問題意識を書いた上で、4ページ目で、これも御議論がありましたように、これはあくまでも中間報告であって、決め打ちしているものではなくて、むしろ積極的にいろいろ広く意見を集めたいという趣旨であるということで、一番上のパラグラフ、「しかしながら」の最後のところに、各項目のところにも関係の皆様への質問事項も明示するような形にさせていただいております。

6ページ目以降が、総論としての市場の構造とか実態について、レイヤー構造から成るエコシステムの実態について。

7ページ以降、レイヤーごとの役割と特性について記述がございます。これも今まで議論をいただいているところを書いているところでございます。

その関係で、11ページ目でございますけれども、モバイルOSのシェアの数字がございしますが、6月30日に出ささせていただいたときは、この次のページのスタットカウンターのベースでのシェアの数字を出ささせていただいております。そのときはiOSが7割弱とパワポでは書いておりましたけれども、もう一つ、稼働台数ベースのほうもOSのシェアという意味ではあり得る数字なのかなということで、これが前のページの緑のグラフのちょっと上のところで、こちらで言いますと、Androidが53.2%、iOSが46.8%ということで、スタットカウンターは、このページの一番下にありますように、スタットカウンターのほうで特定したウェブページのビューのところにタグを埋め込んで計測しているという性格のもので、取り方が違うので数字が違っているわけですが、少し開きが出ておりますが、2つの取り方ということで両方を載せておく。いずれにしても2社が寡占であるという形でのまとめにさせていただいておりますが、ここは一つ重要なポイントかと思っておりますので、明示的に御説明させていただいております。

同様に、ブラウザのほうも16ページで、こちらのほうはスタットカウンターのデータしかなく、各国のものを見ても大体スタットカウンターのようにございますので、これはスタットカウンターのほうを載せているということでございます。

その後ずっと行きまして、24ページ目以降が目指すべき姿ということで、これは今までも御覧いただいているところで、今までの御議論を十分反映できていないところもございしますが、具体的にいろいろな対応のオプションをこの後各論のところを書いてあるわけですが、対象の事業者をどうするかということがまだ加筆されておられませんので、これは追っての加筆とさせていただければと思っております。

それから、31ページのところも、今まで御議論いただいていたところで、今の独禁法

というのがありますがけれども、それがなかなか機能しにくくなっているというところのくだりを少し書いてございますし、諸外国の動きなども書いてありまして、この辺りをどこまで膨らませていくか、各論に至る前の総論のところでもどこまで書き込むかという辺りは少し検討が必要かと思っていますので、ぜひ今日いろいろ御議論いただければと思っていますポイントの一つでございます。

総論は、私のほうからは以上でございます。

続きまして、OSとかブラウザのアップデート関係の資料に移ります。3ページ目に入ってくださいまして、まず、各論についての資料の構成についてでありますけれども、これは各論は全て共通した形で、冒頭に「事実関係とそれを踏まえた課題と評価」ということで、(1)で事実関係、これは関係者にあまり認識に違いがないようなところを中心に書きながら、5ページ目で、様々な関係者から聞かれる懸念事項などを2つ目のところにポイントで書いて、その中に一部、プラットフォーム事業者からの説明なども書き加えながら、7ページ目で「現時点での評価」を書いた上で、8ページ目、懸念される「競争上のHarm」といったものをまとめて、アップデートのところであれば、不確実性・リスクや自社優遇ということで、対応のオプションのところ、これはあくまでもオプションとしての提示という位置づけでございますが、アップデートのところであれば、(a) (b) (c) (d)とありますけれども、基本的に透明化法のようなスキームということを提案している、そんな構成になってございます。

10ページ目、次の3番の各論の論点でございます。OSあるいはブラウザなどのアップデートがあるときに、プラットフォーム事業者の中でのアプリ開発部門、あるいはウェブサービス部門のほうに先に情報にアクセスできて時間的優位性が構造的にあるのではないかという懸念が聞かれているという論点でございます。

これにつきましては、12ページ目のところで対応のオプションとして、競争領域であるアプリ開発部門等とそれ以外のインフラ的なOSとかブラウザなどの部門を情報遮断をする、ないしは組織分離するということもオプションとしては考えられるのかどうかということと、それから、その際の開発環境や様々な情報へのアクセスもイコールフッティングを図るといった対応のオプションを提示しているところでございます。

次の15ページ目以降が、昨今いろいろと、特に広告業界を中心に影響が出ておりますOSあるいはブラウザベースでのトラッキングのところのルール変更がこの後2つ、3つぐらい出てまいりますけれども、この部分については、18ページ目のところにありますが、対応のパッケージとしては、いわゆるルール変更でございますが、透明化法に即したようなパッケージが書いてございますが、ただ、ある特定のビジネス分野に非常に影響の大きいルール変更も見受けられるということで、このオプションの中では一つ(e)というところで、そのルール変更の中でも大規模で影響の多いものについては、例えば規制当局が協議プロセスに介入するとか、場合によっては差し止めるといったことまでやるのかどうかといったこともオプションとしては書いてございます。

これは今、CMAがプライバシーサンドボックスに対して、競争法に基づく措置としてこういった介入も含めてやっているということもある中で、一つそういうものをオプションとして考えるということもあるのかなという提案でございます。この辺りも御議論いただければと思っております。

それから、ちょっと言いそびれましたが、今のところで19ページ目でございますけれども、これは各項目ともそれぞれ書いてあるわけですが、冒頭に申し上げましたように、このオプションを書いた上で、四角の中でそのオプションについて広くパブリックコメントをする際にこういうことについて意見をお聞かせくださいということの質問をそれぞれの項目に書いてございます。ちょっと書き方にはばらつきがあるものですから今後整えてまいります。骨格としては、一つはこういうオプションを考えたときの有効性、有効なのかどうか、あるいはほかに有効な手段があり得るかという御質問。2点目のポイントとして、こういうことを入れた場合の弊害のリスク、セキュリティー、プライバシーなども含めて、そういうリスクがあるのか、逆にそういうリスクがある場合にそれを軽減、回避する方法があるのかということも併せてお聞きしてはどうかということで、こういう形でオプションの後に質問を入れているという形にしてございます。

以上がこのファイルの関係です。

次のファイル④に行っていただきまして、「クローズド・ミドルウェア」と書いてあるものです。グーグルは御存じのようにAndroidはオープンソースであるわけですが、一部様々な機能の提供が実はクローズになっているということで、典型的にはGoogle Play開発サービスでございます。結局、ここがクローズになっているがゆえに、アプリ開発事業者からすると、グーグルが提供するAndroidに合わせた開発はするのだけれども、例えばFire OSのようなほかのOSへの対応まで手が回らなくなるという意味でのアプリの囲い込みが事実上起こるのではないかという問題意識でございます。

これにつきまして対応のオプションでございますけれども、4ページ目まで行っていただきまして、いわゆるAOSP（Androidオープンソース・プロジェクト）というオープンソースになっている部分だけでなく、Google Play開発サービスのものについても開発環境へのオープンなアクセスの提供を求めるということ。あるいは、それに加えて、アクセスが認められない場合の理由の開示も併せて求めるということをおプションとして考えてはどうかということでございます。

この下のところにありますように、他方で、グーグルはオープンであるがゆえにこういう問題が生じてしまっているのに対して、アップルはもともとクローズという状況の中で、そのバランスをどう考えるかというところは一つ留意すべきところとしてあるかと思えます。

5ページ目以降で、OSのコード開示のタイミングということで、これは対OEM事業者との関係でございます。OEMによって、OSのコードのアップデートがあるときの開示のタイミングが違うということでございます。そのOEM間のイコールフットィングの問題に加

え、この開示のタイミング自体が、一部の国ではOEMに対して、例えば対抗するようなOSの開発を事実上遠慮するようという事で、その代わりに早めにするということがあるのではないかという議論も海外ではあるようでございますけれども、その点でございます。

これにつきましては、7ページ、対応のオプションですけれども、これまで我々が聞いている限りにおいて、日本市場でのOEMのほうから、今のところ、こういった声、そこでの懸念が強く出ているという感じでもないのかなという事で、日本市場での「公平な競争環境が阻害される可能性について、引き続き検証を行う」という形にさせていただいております。

次の論点で、8ページ目でございます。これはグーグルの関係でございますけれども、グーグルの持つ有力アプリ、あるいは有力ウェブサービスのいろいろな仕様の変更、アップデートがあるわけですけれども、その適用において、自社のブラウザであるChromeは対応するのだけれども、ほかのものは対応が遅くなったりといったことによって、自社のブラウザが結果的に有利になってしまうということが起こっているのではないかという問題でございます。

これについては、ユーチューブとか検索のところで具体的な指摘がいろいろと聞こえてきているというところですが、対応のオプションとして、11ページ目以降にございますけれども、一番下のところ、自社の有力なウェブサービスの仕様を決めることができる立場を利用して自社のブラウザに対する自社優遇的行為を行うことを制限する、あるいはこれは一つのルール変更、仕様の変更でございますので、その次の○の「加えて」というところにありますように、ルール変更についての透明化法的なスキームに、最後はeの影響が大きい場合の強い介入を加えたものをオプションとして提示してはどうかということでございます。

このファイルは以上でございます。

最後のファイルでございますけれども、アプリストアのファイルに行っていただきます。アプリストアにつきましては、御存じのように、諸外国で様々な議論が行われている真っ最中でございます、非常に動きがある部分でございますけれども、そういった動きも意識しながら記載の工夫が必要かなという事で、そこを意識しながらの記載になっておりますけれども、大きく4つの論点にまとめております。

1つは、アプリストア自体の拘束ということで、特にアップルでございます。こちらのほうのまず競争上のHarmをどう整理したかというところで、3ページ目の一番下です。これは、アプリストアは自社のものしか駄目ということで、競争がないという事で、ストアにおけるサービスの質の向上、競争という観点が質の面で見られる懸念があるのではないかと。

その次のところですが、アプリ配信分野における独占の弊害ということで、手数料のレベル感の問題も議論がなされているわけですが、その水準が高い低いというところはなかなか判断し難いところでありますけれども、競争圧力がかかっていないとい

う状況ではあるということで、そういう意味で、上から5つ目ぐらいの○、競争がある場合に比べて高い水準にあるとの懸念が実際には指摘されているという触れ方をしております。

その次のところで、これは我々が直接聞いて、グーグル、アップルからは利益率のようなデータはないという回答が返ってきておりますけれども、例えばCMAであれば利益率が75%以上という推測がなされていたり、これは訴訟の中での話でありますけれども、2つ下のところ、エピックとアップルとの訴訟では7~8割という内部文書があるといった話もあって、そうではないのだというアップルからの回答もございますけれども、そういう話が出ているということで、かなり高い利益率なのではないかということが指摘されているという状況もここで書かせていただいております。

次の5ページ目の真ん中辺りでございますけれども、もう一つの視点としてのイコールフットイングの観点から、小規模の事業者のところは15%にしたりというのがあるわけですが、2つ目の○の辺り、結局、アップル自身に関しては手数料がかかっておらず、他方でサードパーティーはかかっているという観点でのイコールフットイングの問題はどうなのかという視点。

その次の括弧にありますように、iOSの中では独占になってしまっているがゆえに、アプリストアの運営面での公正性、透明性などの問題が生じている部分があるのではないかと、これは透明化法でもいろいろ指摘されている問題でございます。

それから、アプリストアのサービス面での競争がなされていないことによる弊害というものを次に書いているのと、6ページ目の一番下のところで、アプリの提供、アプリの配信をめぐる競争ということで、これはアプリストア間もありますし、ウェブサイトからのダウンロード等を含めたブラウザとの関係も含めての競争の欠如にもつながっているのではないかとということでもあります。

これが結局、ブラウザ経由であればOSに依存しないということですので、それが封じられてしまうとOS間の競争にも影響するということと、そこでロックインされるということでOS間のスイッチングも難しくなるといったことをHarmの可能性としてまとめております。

そういう中で、対応のオプションでありますけれども、7ページ目、1つはOS事業者のアクセス提供義務ということで、黒太字で書いておりますように、サードパーティーのアプリストアをインストールできるようにする、あるいはデフォルトとして設定を選択可能にする、あるいはもともとあったものをアンインストールできるようにするといったオプションの固まりがオプションAです。

オプションBは、これはセキュリティーとの関係で非常にリスクが高いのだという主張が言われておりますけれども、では、すぐにそういうことが義務づけすべきでないとなった場合の代替案として、そこまでは一義的には求めないものの、その状況を見て、苦情等があったときに正当性をきちんと説明してもらって、万が一、それで正当性がコスト・ア

ンド・ベネフィットを考えたときにバランスしないというときに、場合によってはサイドローディングに応じるように命じるスキームがあるのかどうかということでございます。

2つ目の固まりが9ページ目以降でございます。こちらはグーグルでありますけれども、サイドローディング、第三者のストアを認めるのと、ウェブからのダウンロード、インストールを認めるということで、Androidは認められてはいるわけですが、今ここで指摘されておりますのは、実績としては、結局、Google Playが多いのではないかと。その背景の一つとして、非常に多くの警告が出ているがゆえに、実態としてユーザーがなかなかそちらに行かないのではないかとということでございます。

これへの対応のオプションでございますけれども、12ページから13ページにかけてでございますが、13ページ目、オプションAと書いてあるところで、そういった形で実質的にそちらのほうに行かないようなことに対する取引妨害に当たるような行為はやめましょうということ。Bについては、その中でも特にダークパターンのような形で、ユーザーに対して必要以上に警告を発してそちらに行かないようにするということがあるのだしたら、それは問題ではないかといったアプローチなどをオプションとして書いてございます。

3つ目が、14ページの下からでありますけれども、いわゆる決済・課金システムの利用義務づけの問題でございます。御存じのように、アップル、グーグルとも、これは決済手数料ではなくて、提供している様々なサービスに対する対価としての課金なのだという説明がなされているわけでありまして。

これについては、競争上のHarmについては21ページ目の下から書いてございますが、まず1つは、多様な決済・課金サービスの新規参入阻害ということが起こるのではないかと。これは必ずしも決済だけではなくて、課金のサービスというのはアカウント管理をして、それに伴って様々なサービス、何らかのディスカウントであったり、プロモーションをしたり、そういった広がりのあるサービスが可能になり得るわけですが、そういったことも含めてのサービスの参入阻害があり得るのではないかと。

もう一つ言われておりますのが直接の顧客サービスの困難性ということで、結局、アプリ開発者とユーザーの間に、課金のところで例えばアップルが間に挟まっているがゆえに、アカウントに関する情報が開発者側に直接入ってこない、あるいは遅延があるということで、十分なカスタマーサービスができない。あるいは、最近言われておりますように、真ん中のところにありますが、メタバースみたいな世界になると、やはりユーザーのアカウントを管理しながら、その中でいろいろ活動する、そこに対するサービスを提供したいというイノベーションの可能性はあるわけですが、そういったことに対して顧客との直接的な接点がないということで障害になり得るといったことも指摘があるところかと思っております。

それからもう一つ、手数料の競争水準ということで、広い意味での課金サービスという観点で言うと、そこでの競争がないことによる手数料の水準への影響もないとは言えない

のではないか。

それから、アカウントを管理することによってOSをスイッチしにくいというOS間の競争の阻害といった指摘があるかと思っております。

24ページ目、そういうことを踏まえて、いわゆる課金の利用強制は認めないということがオプションとしてあり得るのかなど。

この点で、最近の議論で、なお書きのところにありますように、韓国、オランダで今まさに議論が真っ最中ですがけれども、御存じのように、アップル、グーグルは、30%のうちの3%、4%、決済部分についてだけ引きましょう、それ以外は取りますよということを書いて、議論になっているわけですがけれども、果たして課金で他に行ったときに他の事業者が提供するものが決済サービスだけなのかといったところなど、ここの部分についてはよくよく議論を深めていく必要があるだろうということで、最近の議論についても留意をつけているところでございます。

オプションBが次のページで、先ほどお話ししたように、直接のコミュニケーションに対する阻害は駄目なのではないかといったオプションでございます。

26ページ目、最後の4つ目の固まりで、これはいわゆるアンチステアリングと言われている、ユーザーにアプリ内にいろいろな情報提供をアプリデベロッパーがすることを制限している、リンクアウトが典型でありますけれども、これについての問題でございます。

基本的に、懸念なり競争上のHarmというのは、先ほどの課金システムの利用強制と同じことなのかなと思っておりますが、対応のオプションが31ページ目でございますが、太字になっているところ、こういった情報提供を認めるように、リンクアウトも含めて認めるべきだという規律があり得るということで、ここも同様に、今オランダで議論になっておりますが、先ほどと同様に、ではほかのところを使うのはいいけれども、使った場合は3%引き下げましょうということで、そこの部分をチャージするというところについてどうなのかという議論がありますねということの留意をつけているということでございます。

駆け足で恐縮ですが、私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、上野山議員からコメントをお願いします。

○上野山議員

上野山でございます。ありがとうございます。

私からは、まず前提として、この文書を今後公開していくということですがけれども、中身に関しての技術的整理としては本当に非常によくまとまったものになっていると思っておりますので、このタイミングで各論に対してのコメントというのはあまりございません。このプロセスで、ここら辺の回答が上がってきたこと自体が非常に意義深いものだと思っております。

中間報告へのコメントということで申し上げますと、この文書の中にどういう文字をど

う置くかという話だけでなく、今後これを公開していくと考えると、これを公開することで、市場から、どのような反応が出てくるのかを含めて考えると、コミュニケーションデザインとしての設計の議論になりますので、そこは別に私は専門でもないのですが、2点ほどコメントさせていただきます。

当然ですが、前提としてこの中間報告を発表する、公開するということであると、今回、この文書がタマだとすると、コミュニケーションをすると、誰からどういう反応を引き出したいのかという的をクリアにしてこれを公開するということになってくると、それは点じゃなく時間軸で言うと線としてやっていくということになると思っていますので、そうなったときに2点ほどございます。

1つ目は、この文書は相当解像度が高く書かれているということでございますけれども、今回の狙いの引き出したい的から逆算したときの必要十分な情報記述解像度にコントロールされているかという観点で見ていくというところが一つあるのかなと思っています。

誰からどのような反応を引き出すかの的の部分は、ぜひこの会議体でもう一段具体化する議論をやれるといいなと思っていますというのが1個目の話でございます。

2つ目は、これも対パブリックなコミュニケーションデザインの観点の話でございますけれども、今回、Harmに関してかなり網羅的に記述するスタイルで記述しているということでありまして、これが市場との今後も続く対話であると考えていったときに、この文書においてどのHarmを特に大事にしているのか、そういった思想みたいなものが少しだけにじみ出るような書き方をした方がコミュニケーションはスムーズになるかもしれません。

これを議論しているということは、我々サイドにも重視したいHarmとそうでないものがあるはずで、それがにじみ出ることが、市場側からすると、こういう思想の国であるという理解が一定促されるわけですので、いずれにせよ対話はスムーズなほうに流れていくはずだと思いますので、そういう観点もあるかなと思います。技術的な話でないところでのコメントになりますけれども、そういったものをより深く議論するタイミングに来ているのだろうなと思いつつ聞いておりました。

私からのコメントにさせていただきます。以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、伊永議員、お願いいたします。

○伊永議員

ありがとうございます。

私からは、アプリストアの決済手段とサイドローディングの話に焦点を絞ってコメントしたいのですが、結局、アプリストアの一番の問題は、決済料率が高過ぎてデベロッパーがもうからなくなっている、そのために不満が大きいということで、独占・寡占の問題もここに集約されているのだろうと思っています。

この独占領域に競争的な牽制をかけようと思ったら、一番いいのはサイドローディングということになるわけですが、サイドローディングの場合、マルウェアだとかウイルスといったセキュリティ上の問題が生ずることになります。こういった話はデジタル以外でもあって、例えば純正品と非純正品とが販売されている消耗品を組み込んで利用する機械の場合も、純正品の場合には品質保証するけれども、非純正品の場合は保証から外れますという表示をすること自体は独禁法も許されていて、ここで言われている警告表示はそれに該当すると思うのですが、そういった表示に切り替えを抑制する効果があるとしても、実際にセキュリティ問題が生じるのであれば、それ自体は禁止しようがないのだと思っています。

表示だけでなく、保証から実際に外れてしまっている場合には影響が大きくなります。例えば、iPhoneの場合は1年間の保証がありますけれども、サイドローディングした場合はマルウェアが入っているかもしれないので、それで壊れたらもう保証の対象外ですよ、アップルストアに持っていても直しませんよと言われると、実際にはサイドローディングが機能しないことも十分予想されると思っています。

仮にサイドローディングが実際に機能しないのであれば、これを進めても大した意味がないのかもしれませんが、しかし、その場合には、決済手段の拘束というのはどうしても外してもらい必要があるだろうと思っています。

サイドローディングを認めるのであれば、逆に決済手段はどちらでもよくて、別の手法でダウンロードした場合は別の決済手段で当然やられることになりますので、例えばアップルのアップストアの中での決済はもうアップルのものに限定したとしても、むしろそれは問題ないと思うのですが、サイドローディングがうまく機能しなかったり、できないということであれば、とにかく押さえないといけないところとして、決済手段の非拘束化というのは不可欠かなと思っています。料率引き下げ効果が弱かったとしても、不可欠な規制だと思います。

どれだけサイドローディングのほうまで切り込んで、競争的牽制を高めることができるかというのが大事な点かなと思うのですが、先ほど申し上げましたように、デジタルの分野以外のところでも一定の警告表示というものは認められていますので、どこまでが駄目で、どこまでがいいかという競争制限の質的な評価の問題になってくると思います。そこをある程度見通しをつけないと、決済方法の話にまで結局連動してしまうので、粒度細かく議論しないといけないと感じています。

もう一点は、アプリストアを離れてブラウザのほうですが、ブラウザがOS代替機能を果たすというのが非常に重要な点だと思っています。特に、ブラウザをテコとした自社優遇のうち、ユーザーの利便性につながらない自社優遇というのは禁止対象としていいだろうと思っています。

一方で、自社のサービスにカスタマイズした結果、ウイン・ウインになってしまうときに、もっと外に開けというのを超えて、ユーザーの利便性が下がっても他社のサービスと

同じ条件にしると言うのは難しいかなと思いました。これもどこからがよくて、どこからが悪いのかという価値判断が伴うというのが難しい点だと今のところ感じています。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、川濱議員、お願いいたします。

○川濱議員

まず総論の部分からお話しさせていただきます。

今回、いつも言っていることですがけれども、膨大な整理をされて、また、すごく説得的に書かれているので非常に勉強にもなりました。ただ、上野山議員がおっしゃったように、今後これをある種パブリックリリースの問題になってくるといえるときに、どのような反応を引き起こすかということが問題になる。今回は、事前にビッグテックとの間ではコミュニケーションを交わしているわけですから、恐らくこの行為によって影響を受けるであろう関係事業者の受け止め方が重要だという点に私も強く同意します。

どのHarmに重点を置くかという問題は、我々が抽象的にこの部分に重点を置くというよりかは、やはり我が国の関連する事業者の事業活動を阻害する行為が第一の懸念となるわけだから、それが何であるかということに反応として受け止めていくために、それらの人々が問題点を発言しやすいような書き方になっているか、それが分かりやすいようになっているかが課題だと思います。

同時に、これも既に伊永議員から指摘があったように、常にセキュリティーの問題やプライバシーの保護の問題などと密接に絡みつくことから、そのような懸念があるのかないのかに関して、関係する事業者からの発言も重要なのだろう。

アメリカのOpen App Markets Actの場合でも、その部分に関してはセキュリティーに関心のある事業者からの発言はかなり大きなウエートを占めていることから、国内におけるそういった人々の発言、それは単に発言だけではなくて、どれだけ説得力のある根拠を持ってくるかということも踏まえた上で、今後の進む道が決まってくるのかなという印象があります。

それとの関係で、まず総論の記述は非常に重要な意味を持つだろうと考えます。各論の中でかなり詳細に多くの領域が書かれているわけですがけれども、これは恐らく多くの読者にとっては、当該関連領域の事業者の方を除くと、すぐには分かるわけでもないような領域なのだろうと思います。むしろ総論のところでは、多種多様な事業者の方々が読み、またこの問題はかなり多くの公共政策に関心のある、かなり広範な人々が関心を持っているわけだから、そんな人々に対して、各論に入る前の段階である程度の問題点、現在、なぜこのような最終的には立法が必要とする領域が必要かということの説得力が重要なポイントなのだろうと私も考えます。

この点、一つ細かい話になりますけれども、様々な懸念が指摘されているわけですが

ども、これが現行法では不十分であることの説明は必要ですが、独禁法が弱いからとか独禁法の限界だということを描するよりかは、世界的にこういった現象に関しては競争法では遅れがちだし、未然に予防する必要もあるということを描する方式の方がのぞましいのではないのでしょうか。ここでのポイントは、いわゆる事後規制と言われるものでなく、これは明らかに事前規制のタイプになってくることだろうと思います。

事後規制と事前規制をどこで区別するかということですが、事後規制は明らかに何からのHarmの具体的発生を要件にするわけですが、ここに書かれているHarmというのは、現時点でHarmが発生するという事以上、何らかの積極的措置を講じていただくと、より好ましい競争状態に移行するというものも含めてHarmと言っているわけですね。

普通、Harmという事ある特定の悪い行為があつて、その結果生み出すというものもあるけれども、と同時に、これは現状の市場の機能障害みたいなものがあつて、機能障害の場合には何らかのプレーヤーが未然に防止する措置を取ってくれたら防げます。特定の事業者がそのような行為を行う場合には、未然防止のため、特定の事業者をターゲットに一定の措置を講じるという形で正してきている。

これは、結局のところ、アメリカ法は特別法を立てているけれども、途中でFTCなり、司法省なりが対象会社を指定するという形で書いたり、あるいは、ドイツの競争制限禁止法が、特定の事業者が、特にいわば業法の対象となる部分に関しては指定という形で対処しているというのはそこら辺のところなのだろう。

となつたら、例えば31ページの2個目の○のところ、独禁法による措置では、競争的環境を積極的に創造する行為義務を課すことは通常困難であるという形をやっていくというよりかは、このような特定の事業主体の行為によって市場に影響する限りは、そのような者に対して一定の作為義務を課すべきだという積極的な書き方にしたほうがいいのではないのでしょうか。各国の法も、そういったある種の事前規制型の規制を導入しているのだということをもう少し強調する形で書くというのも一つの手かなという気もいたしました。

もう一点、総論の書き方ということで、各国の比較をするときにポイントですが、ここでは基本的にどのような義務を課したり、積極的な行為義務であったり、あるいはある種の当局との協力義務、開示義務であったり、義務の形で書かれていると思うのですが、もう一つ、今回はあえて議論はしなかったと思いますが、サンクションのことも触れておいたほうがいいだろう。どのようなサンクションを課すかによって、義務の内容に関するスタンスも変わってくると思うのですね。

先ほど言及があつたアプリの問題に関しても、アメリカ合衆国の場合だったら、アプリストアに対する介入というのは、結局、州の司法長官による州民代行の私訴の提起の部分と、FTCによるシビルペナルティ、これらをてこにやっているし、もう一つ、オープンイノベーションのほうでは高額な罰金とシビルペナルティで対処していたはずですが、今回、

そこまでの制裁は考えられていないだろうと思います。日本の独禁法の本体であっても、他の業法を見ても、それほど巨額のペナルティーを課すようなタイプの規制はなかったということから考えたら、規制の領域に関しては制裁の点では限定されたものしかやれないのだということは認識しておく必要があります。

一見厳しそうに見えても、実はそういった刑事罰に匹敵するような厳しい金銭的制裁でない限りは、あまり効果もない、そういった問題もあるわけなので、牙がないことを宣伝する必要はないけれども、諸外国ではこういった形で対処をしている。他方、そこまでの対処でない限りは、もうちょっと柔軟な措置も可能ということは視点としては入ってくるのではないかという気がいたしました。

総論の話をしているうちに各論の時間がなくなってしまったのですが、先ほどの伊永議員のお話にあった、サイドローディングの問題の場合に対する警告表示がどこまで許せるかの問題に関しては、これは難しい問題なのですけれども、一つ重要なことは、本当にセキュリティのためであるという確認がない限りは許してはいけないという形の対応はあるかもしれない。

というのは、基本的にアメリカのOpen App Markets Actの進み方はそういう形で、本当に根拠があるものでない限りは禁止されて、かつ、損害賠償だという形で厳しく対処しているわけですし、また、データだけではなく、例えば補修品の場合なんかに関しても、まさに補修品のときに純正品を使わなければ駄目ですよという表示にワランティを組み合わせること自身に関して強く規制することによって、アメリカでもヨーロッパでも、修理する権利という形で、iPhoneのバッテリー入替えなんかに含めてそういった権利の拡張にもなっているわけなのだから、セキュリティを尊重しながら、広範に平等な対処を要求するような義務を課していくような方向も模索できるのではないかと思います。

ただ、ここに書かれている一連のアイデアの中にもう既にそれは入っていると私は考えておりますので、この問題に関心がある事業者がどういった形の対応を示されるかの問題かなという気もいたします。

バランスが悪くなりましたけれども、私のほうのコメントは以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

ここままで、事務局のほうからリプライはございますでしょうか。

○成田審議官

様々な御意見をいただきました。ありがとうございます。

全部に答えるのは時間の関係もありますので、川濱先生からの総論の話は全くそのとおりだと思いますので、そこは加筆をするときに参考にさせていただいて考えていきたいと思っております。

それから、コミュニケーションの話がありましたけれども、今後の進め方という意味でこの場でも御説明させていただければと思いますけれども、プラットフォーム事業者の関

係では、質問のやり取りはワーキンググループでもずっとディスカッションしておりますけれども、中間報告そのものを彼らに事前に協議するというプロセスは考えておりません。むしろ、中間報告をまとめて外に出すことによって、それでパブコメもやりますし、そこでいろいろコメントをくださいねという言い方をしております。広告のときもそうでありましたけれども、中間報告の段階でそのプロセスをとろうとすると、いつまでも中間報告が出せなくなるという意味で、広い意味での関係者に広く問題意識を伝えて、広く意見を募っていくというプロセスを早い段階でやったほうがいいという意味で、今回、事前にこの案をプラットフォームと調整するということは我々のほうでは考えておりません。そういう前提の中で、先ほど御指摘のあったようなコミュニケーションのことをよく考えていく必要があるのかなと思ってございます。

ちなみに、上野山さんに一言確認できればと思いますけれども、ちょっと詳細過ぎて逆に反応が心配なところがあるというニュアンスのお話でしたでしょうか。

○上野山議員

そこに重点があるコメントではないのです。引き出したい反応の的から逆算して、そこに当たるもの考えたときという趣旨です。詳細であればあるほど突っ込みというのは詳細になることもありますし、技術的な解釈としての微妙なところ、先ほどのセキュリティの話も含めて、本当にそうなのかという突っ込みは受けやすくなるので、不必要なものがあれば削ればいいぐらいのニュアンスで、何か特筆してここがという意図ではないです。

○成田審議官

分かりました。ありがとうございます。

皆様のコメントに対して十分答えていないのですけれども、私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

では、次の2番目グループのほうに参りまして、3、3で行きますので、増島議員、お願いいたします。

○増島議員

ありがとうございます。

全体は非常に網羅的に書かれておりまして、他国のものもちろん参照しながらということだと承知をしておりますが、他国のものと比較をしても遜色ないものを出すというのが競争本部としても求められていると理解をいたしますので、粒度等についてはむしろそこに合わせていかないと、日本として何をやったのですかというところが大事だと思いますから、その意味ではここはどうしても専門的なものになってしまうというのは、デジタル広告のときもそうだったのですけれども、仕方がないのかなと感じがしているところがあります。

その結果、パブコメをかけて誰が回答をしてくれるのですかという話になると、回答を

してもらえる人たちというのは相当少なくなってくるように思うのですが、事柄の性質上これはやむを得ないとも感じているところであります。

具体的には、今我々として誰からコメントを欲しいと考えているのかということと言うと、例えばこれを出したときに、規模が小さい事業者からはあまり回答は期待できない。もしあるとすると、すごく大ざっぱな、ビッグテックの横暴はやめてほしい、そういう回答はあるのだと思うのですが、今回のレポートを全部ただしく消化したうえでの回答は基本的には考えにくいだろうということがまず一つ。

あとは、当然、このプラットフォーム、想定されている2社はもちろんいろいろフィードバックをしてくるでしょうということ。

それから、日本のデジタルの分野でそれなりの地位を占めている事業者ないし事業者団体が、自分たちのビジネスに影響が及びかねないところについて、大きな観点から何か意見してくるだろうということと、逆にビッグテックに煮え湯を飲まされているトピックについて、ここをもっとこうするべきだとか、これに賛成であるということを書いてくる。多分大きく言うと、そういうような分布になるのではないか、こんな感じがするのですね。

我々が世の中から欲しいコメントは基本的にそういうものでよかったのかどうかというところが、先ほど上野山委員がおっしゃったところの一つ、我々としての向き合い方ということなのではないかなと感じたところです。

例えば、消費者団体から、今回のトピックにつき、これをきちんと消化して、真意を酌んだコメントがもらえるような状態はあり得るのだろうかということを考えたときに、ふだん我々は消費者団体の方々といろいろな場面でお付き合いをしていますけれども、彼らの持っているエクスパタイズとの関係でもなかなか難しいところがあるのだろうかなど感じておりました、そこは彼らが勉強不足だとかリテラシーが足りないというよりは、扱っているトピックとの関係でどうしても限界というものがあるのではないかと。逆に言うと、幾らこうした反応を欲しいセクターに答えてもらおうと思って書こうとしても、扱っているものの事柄上、そのようなプロダクトはつくりにくいのではないかと、こういう感じがいたしました。

もろもろ申しましたけれども、基本的な我々の向き合い方としては、各国で出ているレポート並みのものをきちんと出して、ほかの国と同じようなアクティビティを我々もやっているということをきちんと出すところにまずフォーカスを当てて動く。まだ中間だということもあると思いますので、そういうところが大事だということです。

ただ、一つ申し上げるとすると、まだこれは形式が整っていないという話があって、全体の統一感がないということがありますけれども、以前から申し上げておき、我々が意見を聞きたいことをちゃんと、ここについてどう思いますかというところは、全体を見てすぐに分かる状態をつくるというのはとても大事なポイントだろうと思います。

一部のフォーマットではそこをちゃんと四角囲いにしてやっていただいているようにお見受けいたしまして、こういうやり方は回答をいただきやすいフォーマットだと思います。

ので、このフォーマットはすごくいいなと個人的にも思いました。全体のフォーマットを整えるときに、もしできることがあるのだとすると、そういう部分をやっていただくといいのかなと思いました。

中身については、我々がずっとさんざん議論してきた中身をまとめていただいたということで拝読しておりますので、今ここで特段申し上げることはないです。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、山田議員、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。

私も個別の技術のことというよりは、このレポートの出し方に関する大枠の話ができればと思います。

ある意味ごく限られた特定の会社、プラットフォーマーを狙ったというか、フォーカスした内容になるわけなので、逆に今いろいろなことが世界中で起こっている情勢を考えると、政府として最終的にこういうプラットフォーマーとの関係を崩すような形にはすべきではない、というボトムラインの観点から2つ。

1つは、相当細かいことが書いてありますので、この内容がまさに今、国によっては独禁法で事件としてやっている国もあるという点。もちろん独禁法でできないということで、立法でやろうということで立法のコンサルテーションをやっている国もありますけれども、実際に訴訟なり、当局が事件としてやっている各トピックをまさに物すごく直接的に書いてあるということがあるので、私自身は、後でちょっと言いますけれども、それはある程度必要でしょうと思っているのですけれども、どういうふうに弊害が生じない形で表現するのか。

最初に御説明があったように、政策の話なのだということを最初のところによく読めば分かるように書いてあるのですけれども、いろいろなことが書いてある中で、例えばセルフプリファレンスの話にしても、日本の独禁法からすれば、排除とは必ずしも言い切れないものを、もっと手前で違法の線引きをする、セルフプリファレンスという、ある意味ビジネスでは当たり前の原則みたいなところに違法のラインを持ってこようとしていることを考えると、現行法上、違法と言っているのではないのだよという、実際に今、非公式なりなんなりいろいろなプロセスが動いている中で、違う行政機関からこれが出るというメッセージ性はあると思うのですね。なので、そこを現行法の枠から外れてあくまで将来の政策として書いているというところをもうちょっとちりばめたほうが、本当に字面の話ですけども、将来のプラットフォーマーとのプロセスの中でも良好な関係を築きながら進めるという観点からは、よりよい形になるのではないかと思います。

それと関係して、適正手続、もちろんデュープロセスというのは捜査とかそういう文脈

で使われる話ではあるのですけれども、立法過程における適正手続きみたいな、やはり欧米の会社なので、そういうことをほかの地域のプロセスの中でも発言をしたのを見る人が多いわけです。それで細かくと申し上げたのですけれども、当局のプロセスの中でも、やはり適正手続きの質を上げるには、細かく、政府側が何を思っているのかというのを、ディスクローズを事前にして、反論の機会を与える。逆に言うと、内容を丸め過ぎてしまって、ちょっとだけちらちらと見せて、日本の行政機関はそういう過去の歴史なんかもあって、今、改善を進めているところですが、そういう立法のデュープロセスという意味でも、このレポート自体はかなり細かく、今、政府が何を考えているのかというのを正直に開示して、細かくフィードバックを拾って、逆に言うと、それをレポートに書いてもいいと思うのですけれども、いろいろな情勢が複雑になっている社会の中で、彼らだって社会を悪くしようと思っているわけではないはずなので、政府と一緒に、いい方向に、チャリティーではない企業として、かつ政府側も守るべき利益があって、これを何とか一緒に認め合って、いい落としどころを見つけていこうじゃないかというような雰囲気をつくれるようなレポート、それは恐らく欧州のブラッセルの行政機関とはちょっと違う、ある意味日本特有の、かつ日本が置かれているいろいろな状況、地理的な状況、アジアの中で日本の位置づけがこのIT業界でもいろいろ動いている中での、特に日本が配慮すべきニュアンスが含まれればと思いました。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、泉水議員、お願いいたします。

○泉水議員

ありがとうございます。

私のほうでは、川濱先生とか伊永先生も含めて、あるいは山田先生がほとんど言われてしまっておりますので重複しますが、簡単に述べさせていただきたいと思います。

まず、総論のところは、川濱先生がおっしゃったとおりだと思うのですが、総論の30ページから31ページの辺りに書かれているわけですが、現行の独占禁止法との関係は、デジタル市場、デジタルプラットフォームの特性と、ティッピングの話とか、そういう観点から現行独占禁止法では対応できないので事前規制が必要だという流れだと思いますので、そういう文脈で30ページから書いてあると思うのですが、独占禁止法ではそもそも対応できないというわけではなくて、本件の特性とか本件市場では対応できない、したがって、欧米においては、ドイツも含めて、独占禁止法の一種の特別規定としてこういう事前規制が導入されているのだという流れで書くのがいいのかなと思っております。

その関係で、31ページの2つ目の○の4行目で、競争的環境を積極的に創造する作為義務を課すことは独禁法では通常困難であるということは、それはそのとおりで、そうであれば別の法律が必要なのですが、今回出てきている問題は、このように競争的環境を積

極的に創造するという形でルールをつくらうとしている話はあまりないと思うのですね。むしろ、独禁法のエンフォースメント、さっき言ったとおり、この問題は現行の独禁法では十分に対応できないので、事前規制として行うということを前提としますが、そのエンフォースメントとしての対応であれば、2番目の○にあるような義務づけ等は独禁法でもできるはずなので、そういう意味で言えば、この2番目の○の記述は、現在の議論と違うかなという気がしています。

とりわけ、報告書全体のHarmとかそれに対応した対応策、レメディーですね、Harmとレメディーの記述は、ここまで積極的な、創造するという形でのHarmとしてもレメディーとしても書かれていないと思います。もしここまで書くのであれば、もっと積極的なレメディーというのはたくさんあるはずなのですが、それは抑えたトーンになっていますので、この報告書全体はそこまで言っていないし、そういう立場で書かれているのだと理解していますので、競争法のエンフォースメントの一環、川濱先生がおっしゃったとおり、このようなものはあり得るのかなと思っています。

ついでに言うならば、以前にも申し上げましたが、独禁法の中には独占的状态の規制という構造分離規制があるわけです。使われたことはもちろんないわけですが、人によっては、例えば京都大学の和久井先生などは学会の論文において、この規制が使えるのだとか、使えないのであれば法改正すべきだという形で主張もされておりますし、私もあるところで書きましたので、そういう意味では独占的状态の規制というものが現行法にもあるのだということは、注の一つでも書いておいたほうがいいのかという気がいたします。これが総論のところですよ。

次に、ファイル①について、25ページにHarm、オプションが書いてありまして、これは一例ですけれども、この中間報告のドラフトの全体に関わることですが、競争上のHarmについては①から③の現在のドラフトの中では書きぶりがかなり違うのです。このHarmのところはすごく大事だと思いますので、この書きぶりは十分に調整した上で書いたほうがよいと思っています。

①の25ページでは2つHarmが書いてあって、①がビジネスの不透明性等のリスクとあって、その中の下から2行目に、「下部のブラウザレイヤーでの支配力をレバレッジとしたグーグルの設定・変更」となっていて、これはもう市場支配的地位の濫用とか私的独占に当たる行為ですので、これはそもそも競争法そのものだと思いますし、②のところで支配的地位の濫用・自社優遇と書いてあるのですけれども、これは支配的地位の濫用なのかなど。

つまり、支配的地位の濫用よりもちょっと緩い段階で、さっき山田先生がおっしゃいました自己優遇というところも入っているので、①についてはほかのHarmのところでも支配的地位の濫用というのがあって、ほかのところはきれいに書いてあると思います。ですから、支配的地位の濫用と書くのがおかしいのではなくて、支配的地位の濫用と書くのがいいと思うのですけれども、きれいに整理したほうがいいのか。①のファイルが

Harmについては一番きれいに整理されていると思うのです。②、③を書いた方、申し訳ありません。だけど、②、③も含めて、Harmのところはもう少し整理して全体を書いたほうがいいのかなど。

例えば、支配的地位が必要なかどうかのところもすごくポイントになると思います。グーグルもアップルも支配的地位があるではないかと言われるかもしれませんが、アメリカの訴訟で争われるとおり、グーグルは支配的地位を持っていないのだ、アップルは持っている、いや持っていないという話にもなり得るので、とすれば、使わないほうがいいのかかもしれませんが、使ったほうがHarmとしては明確ですよね。この辺りは全体として整理をしたほうがいいのかなど思っております。

あと、細かい書きぶりですが、①と③のファイルは割とよく似ているのですが、③のファイルは書きぶりが章立ても含めてかなり違うので、その辺りも全体を最後に調整をするのがいいかと思っております。

それから、③のファイルも今回対象だったのでしょうか。述べてしまいましたが、一つは、これが典型という趣旨ですが、例えば③のファイルの25ページの上から6行目のところで、「正当な理由なく」と書いてあって、これは川本先生と伊永先生がおっしゃったことと関係する、あるいは同じことを言っているのかもしれませんが、「正当な理由なく」の正当な理由というのは結構問題になりやすいのです。つまり、正当な理由があると事業者側は主張して、どんどんいろいろな正当理由を挙げていくということになりますので、この正当な理由についてはその中身が何なのか、セキュリティーとかプライバシーの問題が中心なのか、あるいはそれに限定されるのか、それ以上のビジネス上の問題も入るのかというので、ビジネス上の問題も入るといような記述がどこかであったような気がするのですが、この辺りはアメリカのドラフトのように基本的にはセキュリティーやプライバシーの問題に限定する方向の提案があっただけがいいのかなと思ったり、さらに立証責任の問題です。立証責任は事業者側にあっただけ、さらに正当理由の中には、他の代替的方法、より競争制限的でない代替的方法がないのだということまで立証責任を負わせるという提案もあっただけがいいのかなという気がしております。オプションなので、ある程度広く定義したほうがいいのかなど思っております。

あと、同じ③のファイルの19ページのオプションがありまして、それと少し前の13ページのオプションです。似たような問題なのにオプションの出し方がちょっと違うなど思ったりして、この辺りもひよっとしたら整合性があつたほうがいいのか、あるいは違う問題なのでこうなっているのだということかもしれませんが、この辺りは、今後の作業だと思いますけれども、もう少し検討が必要かもしれないと思いました。

細かいことを述べてしまいましたが、私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

事務局から、ここまで、増島議員、山田議員、泉水議員のコメントに対して、何かリプ

ライはございますか。

○成田審議官

いろいろありがとうございました。

最後の泉水先生のコメント、ありがとうございます。まさにその辺をこれから横で調整しなければと思っておりますので、その際の示唆をいただきましたので、そういったことを踏まえてやっていきたいと思えます。

取りあえず以上とさせていただきます。

○依田座長

ありがとうございました。

では、第3グループのほうに参ります。まず、小林様、お願いいたします。

○小林オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうからは、データ活用、プライバシー、自分の持ち分のところに特化してお話をさせていただきます。

総論のところの27ページの(4)以降、「そもそも競争が機能しなくなっている場合」というところで、データ活用、データ流通の分野にいる人間としては、ここはもう完全にティッピングされている部分だと思っておりまして、もう競争は利いていないだろうなと思っております。

その意味では、ここで書かれているようなデータに対する利用強制、ポータビリティ、ここの部分は結構大きな柱として、後ろの議論を全部関連させて発展させていくといいのではないかと考えております。

そうすると、データに対する利用強制、ポータビリティというのは幾つぐらいあるかという、当然、個人がスイッチングするためのデータポータビリティという議論があるのですけれども、それ以外にも、サードパーティーによるデータへのアクセス、プラットフォームだけが知り得る情報へのアクセスを強制的に認めるということは当然重要なポイントになってくると思いますし、それがセキュリティー、プライバシーを理由にして拒まれるということであれば、そこについての十分な理由をプラットフォームに求めるといったことが、この後ろの③のファイルとかはちゃんと書いてあるわけですが、そこら辺が一緒になっているといいかなと思っています。

それから、組織分離の議論というのも、この後、③のファイルにも繰り返し出てくるわけですが、③のファイルの例えば39ページのオプションA、Bのような議論があるときに、組織分離、またそういうデータにアクセスするということをしない場合にはそれなりの理由をつけるという議論もあるわけですが、こういったところについても、データ活用、データへのアクセスというくくりで同じように関連させて整理していくと、プラットフォーム事業者が抱え込んでいるデータというものがどうやったら外側に出ていくのか、それが消費者を起点に流れていくものなのか、それともサードパーティーへのデータ

の提供なのか、または、出せないのだったら出せないということを逆にプラットフォーム事業者の説明をさせて、そのときにそれが自社優遇にならないとか、他社との競争を排除することに使われるようなことがないように分離をするといったところを関連させて整理していくと、実はこのデータ活用のところは割と読みやすくなっていくのかなと。

同じようなところがファイルで③、①のあちこちに書かれているのですが、その書きぶりも統一していただくと読みやすくなるのではないかなと思いました。

あと2点だけ指摘させていただきます。今、データの話だったのでですが、コンテンツをてこにしたレイヤーにおける競争優位性獲得というところも、各論の20番、21番のところに出てきました。ここも、私もこの分野を調べていると、ユーチューブとかマップの吸引力、そこに対するデータ流通量、実際に国内大手のウェブアプリのウェブサービスのキャブの張られている数からすると、実は上位10ぐらいあるサービスの多くがグーグルとフェイスブックで埋まっている。その中にはユーチューブとかマップというのがすごく大きな吸引要因として入っている、そういうデータがありますので、そういったものが、もし自社のサービスをてことしてブラウザの開発といったところに影響を及ぼしているということであれば、そこについては言及いただいていますけれども、そこはあまり皆さん指摘されるところではなかったかなと思いますので、私のほうからお伝えさせていただきました。

最後に、これは形式的な話ですが、PDFの①と③についてはオプションの書き方が枠囲みの外側になっていて、逆に枠囲みの中を見ても、どう意見を言った方がいいのか分からない形になっている。一方で、総論とか②は枠囲みの中にオプションというか、具体的な方策も書かれているので、枠囲みだけを見れば参照できるようになっていましたので、この書き方は、できれば枠囲みを見ると一通り分かる形のほうが意見は出しやすいのかなと思いました。これは自分が今回、あちこちファイルを探しながら思ったところでございます。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、生貝議員、お願いいたします。

○生貝議員

ありがとうございます。

今回、エコシステム全体を検索エンジンというところを含めてまとめていただいたことは非常に重要だと思っています。

幾つかありますが、一つはまさにずっと議論になっているこのレポートの出し方についてですが、川濱先生たちがおっしゃっていたように、事後規制から事前規制への転換というのは、競争を専門にされている方々は大丈夫だと思うのですが、その大きな転換の位置づけというのは、背景としてもまだ広く我が国において理解されているわけ

ではないと思います。

そのことについて、まさに既存の独禁法との関わり等を含めて、まずこういう設計思想で今回考えて意見を求めているのだということは少し丁寧に説明をした上で、その上で関係事業者等に対して意見を求めていくというのはすごく重要なのかなと思っています。

それから、おっしゃっていたところで、エンフォースメントに対しても、確かにここは意見を求めておけるとよいのかなという気はしています。

それで、まさに中小企業を含めてどういうふうに広く意見を求めていくのかというのは、物事の難しさというところもあって、すごく大変な課題だと思います。この点について何か明確に答えがあるわけではないのですが、ヨーロッパの各種法案のパブリックコンサルテーションのプロセスを見ていると、すごく工夫されているなと思います。

それを全部取り入れる必要は全くないと思うのですが、例えば業界団体とプラットフォームフォーマーから意見が違ったものが出てくると、これは一つは両論併記という形があり得る。他方で、ヨーロッパの様々な法案の説明文書とかスタッフ作業文書などを見ていると、例えばパブリックコンサルテーションで、何%の人間はこの論点についてこのように考えていて、そのうちの何%は中小企業である、大企業である、それぞれの意見の分布はこうだったといった形の整理もかなり力を入れてやっているところでもございます。あと、山田先生がおっしゃっていたプロセスということも含めて、いわゆるワークショップのようなことも結構積極的にやっていたりする。

今DMAの報道などを見ていると、先ほどの事前規制、事後規制の違いに切り込んだ議論もなかなか見えないといったところをどう広く社会で論じていくかも含めて、本当に今後のことということも含めてですけれども、ヨーロッパのある種の立法プロセスといったところは、一回研究してみる価値はあるのだろう。

それから、ダークパターンとの関係で、消費者がどのように思っているのかといったところは重要である。これもヨーロッパはユーロバロメーターという、フォーマルな世論調査のような仕組みを含めて、様々な立法事実の分析をしている部分もありますので、この問題に関する消費者の意見をどう求めていくかということも、いろいろ考えていく価値があるのだろうなと考えています。

各論のところは本当に細かくですけれども、3つほど。まず、OSの情報提供やブラウザの自己優遇について、一定の行為規制を含めつつ、モニタリングレビュー的なプロセスを組み合わせていく、非常に重要なところだと思うのですが、他方で今の取引透明化法のような透明性義務でどの程度重要な情報が出てくるかということ、そこはやはりいろいろな限界があるだろうといったときに、例えばDMAの19条のような必要な情報提供の義務のようなことも、これはもしかしたらオプションの中に入れていいのではないかという気が各所でしていたところもございます。

もう一点、トラッキングなどの影響の大きい変更について、これはオプションの中で含まれていた事前の行政機関との協議ということも重要なところであろう。まさしく、ほかの

分野でも事前のインパクトアセスメントに基づく協議に基づく実施というのは様々なところで議論されているところでもありますし、考えていく価値がある。

最後に、小林先生がおっしゃっていたデータへの着目というところと、コンテンツの重要性といったところは、もう完全に同感でございまして、繰り返すことはないのですが、まさにデータの流れを全体としてどうつくっていくかという観点、さらにデータ法の文脈も含めた、DMAだけではない、いわゆる水平的なデータ提供手段に関する規律の在り方の議論も進んでいるところがございますので、まさにここに力を入れた書きぶりをしていただけるとすごくいいのだろうなと感じています。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

最後になりますが、川本議員、お願いいたします。

○川本議員

まず、事務局の皆様、膨大な資料の取りまとめ作業を本当にありがとうございます。

今、ほかの先生方もコメントされましたので、大分ほかの先生方とかぶってしまいますが、私から現時点でのコメントということで2点お話しさせていただきます。

多くの先生もおっしゃっていますけれども、まず総論のところについてコメントさせていただきます。現状の流れとして、市場の構造と実態に触れて、その後、目指すべき姿と対応に向けた基本的な考え方を説明いただいて、その中でHarmにもついても触れていただいております。更に対応策のオプションを検討するに当たっての視点を紹介して、独禁法によるアプローチだけでは問題解決に十分に対応することができない、よって、行為規制、事前規制的な検討も進めないといけないという流れになっているとの理解です。この流れ自体には違和感はないのですが、やはり最後の部分の独禁法だけでは対応が難しいので行為規制の検討が必要というところに関しては、一般向けとしては少し補足、肉づけが必要な気がしました。

例えば、個別論点のほうでは紹介されていますけれども、プラットフォーム事業者も自主的な取組をいろいろと検討し、実行しています。しかしながら、必ずしもそれが問題解決にうまくつながっていないというケースがあって、では、どこまでどのように対応すればいいのか、基準やルールもない中で自主的な対応を進めていくのは事業者側にとっても難しい面があります。なので、行為規制的なものの検討が事業者側にとっても有効に機能する可能性はあるというような観点も含めて、少し肉づけをしていく必要があるのではないかと思います。ここをしっかりと腹落ちさせた上で各論に入っていく流れがつけると、よりよいのではないかと思います。

現状の総論のトーンが、客観的に読む限り、プラットフォーム事業者に対して少し厳しめに感じます。先ほどのようなプラットフォーム事業者側の現状の取組についての情報も盛り込むことによって、プラットフォーム事業者のより前向きな取組を促すような書きぶ

りになるとよいのではないかと思いました。

次に、個別のほうのファイルで、パブリック向けに、各論の中で主に御意見をいただきたい事項として、新たな規制などの有効性についてと、新たな規制などの実施に伴うコストについてという問いかけになっていますけれども、これも今の書きぶりだと、プラットフォーム事業者側へのネガティブな回答を引き出すような問いにも聞こえるので、新たな規制などの実施に伴って得られるメリットや発生するコストについてのよう、プラスの意見、ポジティブな意見も吸い上げられる表現を使う方が良いのではと思いました。

私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

ただいま、小林様、生貝議員、川本議員に対して、事務局のほうからリプライはございますでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございます。

それぞれ非常に貴重な意見を本当にありがとうございます。今後の整理に大変参考になるお話を多々いただきましたので、それを踏まえて作業をしていきたいと思います。時間もありませんので、以上とさせていただきます。

○依田座長

時間のほうも大分押してまいりましたので、次に後半パートに移っていきます。

事務局から資料に基づいて20分ほどで御説明をいただいた後、議員の皆様からコメントをいただきます。コメントは、御退席の時間もございますので、川本議員から御発言いただき、先ほどと反対の順番で、3分ほどでお願いしたいと思っております。

では、事務局のほうから説明をお願いします。

○成田審議官

ありがとうございます。

では、ちょっと急ぎめにやりたいと思います。

次は、デフォルトの話です。5ページ目を御覧ください。これは、まず大きな論点、プラインとデフォルト設定の話でございます。中身のほうは、皆様よく御存じだと思います。いわゆるRSAだとか、MADAという、グーグルとOEMの取決めによるデフォルトの実態なり、それによる懸念事項なりがざっと書いてあった後に、21ページ目に行ってくださいまして、対応のオプションでございます。

RSAとか、規約を結ぶことによってOEM側もメリットを受けているということですね。これ自体を駄目だということではないのだろう。ただ、それ以外の方法で今のプライン、デフォルトに伴う競争がなかなか受けにくくなっている現状をどう解消するかということはどうだろうかということ前置きした上で、オプションAがその次のページでございますけれども、デフォルト設定を変更することを阻害するような情報提供や変更プロセスの

あり方を通じての制限の禁止ということが一つあるのではないかとということがオプションA。

オプションBが選択制のような形で、代替手段のよさと存在をユーザーに積極的に知らせるような手段として、ここは特にブラウザとか検索のような、かなり寡占になっていて、かつ、インパクトが大きなものに限定しながらということを書いています。

24ページ目でございますけれども、一方で、アンインストールを制限することの禁止ということで、ブラウザなども容量がヘビーでございますので、そういった障害をなくしていくということでございます。

26ページ目で、それについての質問事項を、ここは枠囲いしているところでございますけれども、幾つか複数のオプションがありますので、どういう組合せがいいかといったこと。ここも少し、今日のコメントも踏まえてブラッシュアップしていきたいと思っております。

28ページ目以降が次の論点でございます。これは先ほどもお話に出ていました、検索サービス上のマップが、今御存じのように、グーグルで検索するとほとんどはマップが一番上に出てきてということで、自社のマップサービスが優遇されているという御指摘。それから、自社ブラウザのChromeのプロモーションを検索でほかに提示していないようなところを使ってかなり宣伝しているということが、検索のある種公共的と言ってもいいような位置づけ、役割に鑑みてどうなのかということでございます。

これらについての対応のオプションが35ページ目でございます。やはり検索の重要性、ウェブ空間における重要性ということに鑑みたとき、そこでの自社サービスの優遇というものはやるべきではないといった一定の規律が必要ではないか、そういったオプション。

それから、36ページでございますけれども、オプションBとして、そこまで強くやらないにしても、他社からの同等なサービスに対する要求があれば、公平な扱いをするというようなやり方ももう一つオプションとしてはあるのではないかとということで書いてございます。

38ページ目、次の論点でございますけれども、OS、ブラウザ、アプリストアなどで様々なデータが得られる立場にいる中で、競合のアプリベンダーが提供しているようなサービスと同等のものを提供し、かつそれを統合してしまったり、デフォルトにしてしまったりといったことで、これはアップルの例で、今、40ものアプリがプリインされているわけですが、こういった中にも一部そういうものも含まれるという御指摘もあるということの問題についてであります。

オプションとして44ページ目でございますが、大きくこの問題は2つに切り分けて、1つは先ほど来お話がありますように、データの収集・活用についての切り口と、もう一つはそれを使って競合を事実上排除してしまうようなサービス展開をするという2点に切り分けていますけれども、データについてはオプションAとして、1つは通常では得られないような非公表データを自社の競争領域に使うのはいけないということの規律。Bとし

て、自社OSで取得したそういった非公表データについて、当該事業者からそれを求められたときにはアクセスをちゃんと認めるべきということ。

次のページ、オプションCでございますけれども、これらのAとBに代替的な手段として、競争領域とそうでない部分での情報の分離を図っていくといったオプションが考えられるかということを書かせていただいております。

それから、もう一つの切り口であります、それを使った上で他社を排除するような形で自社サービスを展開するということについては、オプションDとして、そういった形で競合アプリを展開することをデフォルト設定にしてしまうというのはやり過ぎではないかということにするのか。

あるいは、オプションEとして、そこについて、機能追加する際のプロセスを透明化して、関係者の意見を聞きながらというようなプロセスを導入するというのを、少しソフトな形でのアプローチとして提案させていただいております。

次の論点が49ページ目でございます。これはアップルの「Sign in with Apple」というソーシャルログインの話で、アプリ事業者、ベンダーなどが、例えばフェイスブックとかツイッターなどのサインインを使うときには、アップルのサインインもちゃんと選択肢として並べなさいと言って、選択肢として並べることを強制しているという点でございます。

これについての対応のオプションに飛んでしまいましたが、51ページ目でございますけれども、オプションAとして、こういうIDというのは特にデータをひもづけるという意味で非常に重要でございますので、そこのある種の抱き合わせ、自社サービスの選択肢の提示を義務づけてしまうということは駄目なのだということの規律とするというのがA。

オプションBでございますけれども、その代替的な措置として、そこまでは仮に認めるとしても、特に今回の場合はアップルのサインインを強制はさせていない、選択を示してくださいというところまでの強制でありますけれども、そういうことに鑑みて、そこで得られた非公表データの競争領域での利用制限をするといったような、ほかのオプションと似てくるようなところでの横並びでの提案も入れております。

53ページ目以降でございますけれども、今度はGoogleで、ウェブ上でのGメール等、あるいは検索など、ウェブサービスでログインするとChromeも自動的にログインされるということでございます。これはユーザーにとっての利便性もありますけれども、プライバシーのリスクもあるという論点でございますが、やはりデータに絡む問題でございます、Chromeというインフラ的なものを持っていて、そのリンクを整えることによってデータの取得の競争力強化につなげる部分ということを踏まえての問題でございますが、55ページ目以降で対応のオプションが書いてございます。

オプションAが、非公開のデータを自動ログインを設定して入手して、それを競争領域に使うといったことについての記述で、これはほかのところに書いてあるのと同様でございます。

Bについて、これも先ほど出てきたものと同じオプションでございますけれども、そういったところで非公表データを得られたものについて、当該事業者に対して求めがあればアクセスを認める。

Cが分離措置ということで、これは書きぶりがばらばらでございますので、少し整えながらやっていきたいと思っております。

それから、自動ログインの設定そのものについての問題でございますけれども、現状は自動ログインがデフォルトではオンになっていることについて、それをオフにしてオプションにするといった方策もオプションとしてはあり得るのかといったこと。

次のオプションEでございますけれども、自動ログイン自体は利便性を考えて許容するとしても、非公表データの競争領域での活用制限といったこともオプションとしてあるのかなということでございます。

60ページ目、このファイルの最後だと思いますが、端末とかOSの機能やAPIへのアクセス制限ということで、ここでは大きく3つの事例を挙げております。1つ目はアップルのMiniAppと言われている、アプリ内でさらに次のサービスに展開していくというものについて、その際にOSの機能に触りにいくということについてアップルは第三者に対して認めていないという状況になっているという問題でございます。

62ページ目が2つ目の問題で、これはUltraWideBandということで通信機能です。デバイスからの通信を、ワイドバンドでございますので、より広範囲にできるということで、これも今までアップルは他社には認めてこず、自社だけで使っていたということで、ようやくこれを他社にも開放するということですが、2～3年のラグを置いているということで、彼らはセキュリティーの問題があるからまず自分たちでやってみてということをおっしゃっておりますが、それが本当に正当なのかという論点でございます。

63ページ、決済の関係、非接触の決済の際に必要なNFCチップのアクセスでございますけれども、これもApple Payを経由したものしか認めていない。かつ、そこにつながれるところもかなり限定的で、仕様なんかも明らかになっていない、基準も明らかになっていないということに対しての不満の問題でございます。

これらの機能へのアクセスについて、66ページにオプションが書いてございます。オプションAでございますけれども、こういったアクセス制限に起因する自社サービス優遇、事実上の自社サービス優遇になっていることについて、これの禁止といったこと。

次のページがオプションBでございますけれども、アクセスの許諾に係る透明性の確保、これは補完する対応策としてということで、先ほど申し上げました、例えばNFCであれば、どういう基準であるかもはっきりしていないといったことについて、もっと透明性を高めるといったアプローチもあろうかということでございます。

最後のファイルになりますが、ブラウザ関係の問題でございます。3ページ目、真ん中よりやや下、15と書いてあるところですが、アップルのWebKit、ブラウザエンジンの利用をiOS上の他のブラウザに義務づけているということと、それも絡んで、Safari

ないしはWebKitにおいて、いわゆるウェブアプリという通常のネイティブアプリに対抗し得るものについて、その技術の発展に対して機能の追加を必ずしも積極的に行っていないということに対しての批判の声に関する問題でございます。

これについては、個別の論点として今までも何度か御議論いただいておりますので、詳細は省きますが、対応のオプションのところでございますけれども、13ページ、この部分は他のブラウザの様々な新しいサービス提供とか、それに伴う競争が阻害されているということだけでなく、ウェブアプリへの対応が消極的だということで、ウェブ全体の発展の阻害にもなっている、あるいはウェブアプリの発展の阻害で、ウェブサービスとネイティブアプリとの競争の阻害になっているという多面的な論点があるわけですが、そういったことも踏まえて、オプションAとしてWebKitの使用を義務づけることは認めないというふうにするのか、あるいは代替的に少し緩やかな形のオプションBとして、セキュリティー、プライバシーへの適切な対応策を講じた上で、WebKitの使用を求めるところまでは認めるとしても、サードパーティーの事業者に対して必要な機能を提供してもらおう。ウェブアプリの機能も含めてということでございます。

ここに記載が漏れてしまっておりますけれども、もう一つは、いわゆるウェブアプリに対してきちんとサポートするよというような形の要請というか義務みたいなものもあり得るのかということも書き加えておこうと思います。これは先ほど泉水先生からあったような、ある種積極的な作為義務的なものになり得るのかもしれないのですが、これも制度としてなかなか難しいと思いますけれども、その辺りをどう仕組むかというのは今後の議論になろうかと思いますが、そんなオプションも出しておこうと思っております。

次の論点が15ページ目以降でございますけれども、OSの機能のブラウザに対するアクセス制限ということで、第三者のブラウザに対してのアクセスを制限しているということで、これもアップルの問題で、WebKitに縛っているということが一番大きいわけですが、17ページ目辺りに書いてありますように、細かな機能のところでも、第三者とアップル自身に対しての機能の提供が違うということで、例えば速度の速い、JITと書いてあるようなもの、速度に影響するようなものであるとか、幾つかの機能について自社と他社で扱いが違うという指摘がなされているところがございます。

これについての対応のオプションでございますけれども、19ページでございます。これについても、そういった形でブラウザに対しての機能を提供するときに、他社と自社とで差別して、自社が優遇になるようなことは駄目なのではないかといったことが書いてございます。そこに正当な理由がなくという言葉がございますけれども、そういうことのオプションを書いてございます。

もう一つが20ページ目で、17番と書いてある上のほうですね。これもかなり技術的な話でございますけれども、サードパーティー事業者のブラウザの拡張機能をサポートしないということで、どういう意味かと言いますと、この絵に書いてございますように、左側の緑の部分でありますけれども、アップルはSafari自身のブラウザに対しては、近年、

拡張機能、すなわちブラウザに対して第三者が追加的な機能を加えることについて、それをサポートするようにしたのですけれども、他方で、iOS上の他のブラウザに対してそのサポートは認めていないということで、Safariだけがそれを認めるような格好になっているというのがiOSの状況でございます。

グーグルはちょっと状況が違っております。グーグルはややこしいのですけれども、グーグルはWebKit縛りみたいなものがないので、他のブラウザが拡張機能をサポートする、しないというのは自由に選べるという状況になっておりますが、グーグルは逆にChrome、自分のブラウザに対して拡張機能をサポートしていないという状況のようでございます。入れ子になっているような状況でございます。

これについては両者に対しての対応ということになるわけですが、24ページ目、対応のオプションがありますけれども、これは埋め込まれてしまっておりますが、2つ目のパラのところ、グーグルのようにそもそも自社のブラウザに拡張機能の対応をしていないということについては、様々な対応のサービスの発展が阻害されているということもありますので、そこをちゃんと対応するよということ、これも作為義務になってまいりますので、程度問題というところの難しさがあるのかもしれないですけれども、そういったことをどう考えるかという意味でのオプションを書いてございます。

これは結局、ウェブサイトに対しての拡張機能みたいなものは、例えば広告をある程度制約するようなものがなかなかやりにくいという側面で、逆にそういうことが狙われているのではないかとといったことも指摘のあるところでございます。

もう一つは、次のページの上のところ、これはどちらかというところとアップルを意識しての話でございますけれども、自身が拡張機能のようなものを提供しているのであれば、他社にもイコールフットリングでちゃんとサポートするべきではないかといったようなことでございます。これも、ほかのところにありますように、一般則としての自社優遇に対する牽制として例示としてこういうものを位置づけるということかどうかという提案でございます。

25ページ目の下のほう、次の論点で、ブラウザでのスイッチングコスト、先ほどのデータの話もありますけれども、特にID・パスワードの情報であったり、ブックマークの情報をポータブルにしやすくするようにしよう、そういう意味でロックインを外していこうということで、対応のオプションとして、27ページでございますけれども、そういったポータビリティをしっかりと確保するよということ記述を入れるかどうかという問題でございます。

28ページ目、21番と書いてある「検索を梃子に」というところですが、これは、すぐ下にAMPと書いてございますが、検索事業者であるグーグルがサイト事業者に対して、AMPという機能を実装すれば検索のほうで上のほうに上がってきますよというような運用を始めることによって、あまりにも検索の影響力が大きいわけですから、みんなそれに従わざるを得なくなって、みんなが従ったところで、では標準にしましょうかという動きが、

時系列的にはそういう意図になっていたのではないかという懸念でございます。

グーグル自身は、オープンな取組としてグーグルも一プレーヤーとして参画している取組なのだとおっしゃってありますが、エンジニアの目線から見たときにどうなのかということも含めての指摘でございます。

これについて32ページ目の一番下、対応のオプションでありますけれども、これは広く捉えれば、検索のルール変更ということでございますので、対応のパッケージは、下のほうに書いておりますように、透明化法のパッケージに加えて、インパクトが大きい場合についてはより積極的な介入をとということも含めたパッケージにするかどうかということで提案をさせていただいております。

33ページ目以降がデータ取得に関する話でございます。34ページ目から、データの取得と活用の問題ということで、これにつきましては対応のオプションまで飛んでしましますが、38ページ目以降に対応のオプションが書いてあって、39ページに行ってくださいと、オプションAとして、OSとかブラウザ、アプリストアなどのある種のインフラ的なサービスをやっている事業者が入手した、公に得られないようなものを使うときに、他社との競争領域で使ってはいけないとするのか、あるいは、他社から要求されたときにそれへのアクセスを認めるというBであったり、あるいは部門の遮断をするといったことで、ほかにも出てくるものと同じパッケージを御提案させていただいているところでございます。

41ページ目でございますけれども、これはグーグルですが、ブラウザのChromeから、グーグルのいろいろな検索とかウェブ上のサービスに対してのみに送られるヘッダーがあり、そこでブラウザというインフラを使って自社のサービスだけ優遇したようなことをしているのではないかという懸念であります。これについては、グーグルの説明は、あくまでも新しいものを導入したときの实地試験を自社のところで行うかどうか、問題がないかの試験をするためのものなのだとおっしゃるので、ここは引き続きやり取りを続けております。

そういうことで、44ページ目、対応のオプションとして、事実関係について、恐らく中間報告の前に折り合うことがなさそうでございますので、引き続き事実関係を踏まえて対応策を検討するという言い方をしております。

最後でございますけれども、45ページ目のサーチクエリーデータのところで、これをグーグルの検索の強さに対して、イコールフットィングという観点から、そういったものを他社に対してアクセスを認めるべきではないかという論点でございます。

こちらからグーグルからは、そもそもAIなども発展している中でそこまでのデータの必要性はなくなっている等々の反論をいただいておりますけれども、48ページ目のところで、ここももう少し議論が必要だということで、中間報告の段階では、引き続き関係者からの意見を募っていく必要があるけれども、仮に何かをする場合にはそういうアクセスを認めるということがあり得るのではないかという形にさせていただいております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、小林様から進めてまいります。

小林様、お願いいたします。

○小林オブザーバー

ありがとうございます。

先ほど私が御指摘させていただいたところと結構かぶるところがあったのだなと、改めて思っておりました。

政策パッケージでオプションA、B、Cと出されている、②のファイルで言うところの44ページに書いてあるような、非公表データの競争領域での利用制限、オプションBは非公表データの外部提供義務、さらにレイヤー間の分離措置、この3つが結構繰り返しパッケージで出てくるというのを改めて理解したところで、解像度を上げてというか、これがそれぞれブラウザ、検索エンジンの議論で出てくるのか、それとも資料③のOSのほうの議論で出てくるのかというところで差があるのかというところはしっかり意見を求めて分析していくことができるように、ここはそれぞれ関連する部分です、同じような政策パッケージで議論するのですというところが分かるように打ち出させていただくと、コメントも有意に出てくるのではないかなと思います。それは全体的な話です。

今回、とがった議論を御指摘させていただきたいのですが、資料③の27ページには、ログイン情報のポータビリティというものの意見を求めているという話と、同じファイルの48ページのところで、検索データのサードパーティーへのアクセスを認めるという議論、ここについてはかなり反論というか、いろいろ意見が出てくるころだと思うのですが、ある意味ここは結構踏み込んだ部分なので、しっかり御意見をいただけるような形で意見を収集していただけるといいのかなと思いました。

27ページについては、まさにここがデータポータビリティの引っかかるところで、ここがスイッチングの一番の障害になっているのではないかなと認識しておりますし、検索についても、検索のこのデータというのがもし仮に流通するのであれば、新たな言語エンジン、意味解析エンジンの開発にもつながってくるところで、グーグルなりアップルとかが本気で嫌がるころではあるので、ここについてしっかり突っ込んでいくというのは重要などころではないかなと思いました。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、泉水議員、お願いいたします。

○泉水議員

ありがとうございます。

データポータビリティのところは特に意見はないというか、よくできていると思いますので述べません。

②のファイルのところについて若干述べたいと思います。21ページのところで、RSA、MIA、つまりレベニューシェア契約ですが、これをどう評価するかというところで、3の(1)の最初の○、あるいは2番目の○がそうかと思うのですが、このところに「顧客接点を収益化する機会となっており、これらの契約自体を規制することに対しては、慎重な検討が必要である」となっています、それはそうだと思うのです。ただ、競争法の観点から言うと、これは排他条件付取引、排他条件契約になりますので、しかも支配的事業者が行っておりますので、そういう意味では競争者を排除するという効果はかなり強いものになりますので、もう少し強いトーンでいいのかなと。契約自由の問題だけではなく、契約自由の問題では済まない排他条件付取引の問題かなと思っています。

もちろんこのような契約については競争促進効果もありますし、それを含めて、あるいはそれ以外に正当理由もありますので、もちろん一律に禁止されるということはありませんけれども、もう少しこれは問題になり得るという方向で書いていいのかなと。Googleに対するEUとかアメリカの訴訟というのはまさにこれを問題にしているわけですので、ちょっとトーンが弱いかないかなという印象を持ちました。

それから、25ページの3番目の○のところですが、
「よって、この規律においては、アンインストールを制限しないと端末上の機能が損なわれる、プライバシー、セキュリティの確保のために必要かつ相当であることなどをPF事業者が証明した場合には、禁止・制限されない」となっているのですが、この問題は、後でもちょっと述べたいと思うのですが、OSの中に他のレイヤーとか他のアプリ、機能を取り込んでしまうという形で競争者を排除する行為類型だと思いますので、そういう意味で言えば、古典的というか、古典ではないかもしれませんが、マイクロソフト事件におけるインターネット・エクスプローラーとかビデオ閲覧ソフトのOSへの取り込みと同じような問題なので、そこについても問題になり得るという書きぶりがあってもいいかなと思います。

もちろん、これはいわゆる技術的抱き合わせなので、それ自身はかなり強い競争促進効果があるものですから、これも一律に駄目というわけではないのですけれども、競争法の世界から見ると、反競争効果があるという点と、他方では競争促進効果があり得るところ。それから、特にプライバシーとかセキュリティとの関係が問題になる。これはいろいろと出てきましたが、ある意味でプラットフォーム事業者が主張しやすい、競争当局とか政府はなかなか立証しにくい問題でありますので、その辺りに対する対応のトーンがもう少し出ていたらいいかなと思いました。

次に、35ページ、あるいは36ページのオプションBの公平な取扱いの確保のところの上から5行目ぐらい、「他社の同等・同種のサービスも同じ条件で表示や配置をすることを義務付ける」という積極的な作為義務を課するというオプションが出ていて、これは採用されるのは結構厳しいだろうと思うのですが、こういうオプションを出しておい

て、それで意見をいただくというのはいいことかなと思っております。なかなか難しいと思いますが、こういう記述があること自身はむしろいいのかなという気がします。他方では、「又は」以下で、拒絶しないという部分については十分にあり得るオプションだと思っております。ちょっと細かいことで申し訳ありません。

それから、37ページ、物すごく細かいことですが、以前に他の方もおっしゃっていましたが、こういう形で網かけにして何を問うているかを明確にするのは非常にいいことだと思いますし、こんな書きぶりで本文の中に論点も挙げているのはいいことだと思いますが、非常に細かいことで申し訳ありませんが、3の最初のポツで、「オプションAからC」となっていますが、Cはないようです。その上に、ほかの方策があるかと書いてあるので、それをCとするのかもしれませんが、A、Bしかオプションは出ていないかなと思います。細かいことで申し訳ありません。

最後、45ページのオプションDの「機能追加又は競合アプリのデフォルト設定の禁止」で、これは先ほど2番目に申し上げたことと同じ問題ですけれども、ここでOSに新しい機能を追加、統合することを禁止する規律を導入することが考えられるのではないかと、かなり思い切った提案をされていると思いますが、これも置いておいていいのかなと思っております。

特に、先ほども申しましたとおり、マイクロソフト事件の欧米の訴訟において、実際にインターネット・エクスプローラー等の技術的抱き合わせというのがまさに反競争効果を持つかどうか、正当理由があるかが争点になっていたわけですから、その再来だと思いますので、そういう意味で言えば、このような論点を出すということはよろしいのかなと思っております。

私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

前半のほうでもうお一方行かせていただきまして、山田議員、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。

1点だけ、ここの部分はデータの遮断の話が書いてあって、一部に論点の幾つかについてモニタリングをするみたいなことが書いてあったのですけれども、規範と、こういうルールにしましょうというところと、それをどう確保するのかというのをどこまで書くかという整理の問題だと思うのですけれども、物によってはどうやってそれを政府として確保しようとするオプションがあるのかというツールのほうも書いておいたほうがいいものもあるかなと思っております。

何でかという、データの遮断以外の問題解消措置については、表示しないとか表示するとか、相手方があるものとか外に出てくるものについては、独禁法の捜査の案件なんかでも、モニタリングをやるといっても相手にインタビューをすれば割と簡単なのですけれど

ども、データの遮断というのは内部で使っているかどうかという内部の話なので、モニタリングが非常に難しく、これは捜査案件なんかでやると、やり方としては、会社側にこういう遮断の措置を内部で取っていますというレポートを出させて、それをITに詳しい、例えば会計事務所とか専門家が毎年とか定期的に、実際にそういうシステムが内部であるかというのをインタビューして回るみたいなの、かなりintrusiveなプロセスになるのです。

だから、そこも含めてパブリックコメントというか、やり取り、コンサルテーションの一部として書いておいたほうがいいのではないかと。要するに、モニタリングをするのだけれども、それをどうやって、特にデータの遮断のところですけども、政府としてやろうと思っているのか、書けるのであれば、今の段階から議論の対象にしておいたほうがいいのではないかと。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

ここまでで、事務局のほうから何かリプライが必要な事項等はございませんか。

○成田審議官

ありがとうございます。細かいところまで読み込んでいただいて、本当に感謝でございます。特にコメントはございませんので、参考にさせていただいて、今後の整理をしたいと思っております。ありがとうございます。

○依田座長

了解いたしました。

それでは、後半に入っていきます、まず増島議員、お願いいたします。

○増島議員

ありがとうございます。

細かい議論にどんどんなっていると承知をいたしまして、それぞれ、全体をまたリファインをされるとは思っておりますが、これは無理筋なものも含めていろいろ書くという方針で書いていただいて、そこからコメントをもらって全体を調整されるということかなと、それぞれを見ていて思いましたので、方針としてはそれでいいだろうということでございます。

あと、我々、プロセスの中でいちごっこ問題という話をしているのですけれども、個別の論点についてこうやるのがいいのではないかとという話をしていく、これはこれで大事なのですけれども、いちごっこ問題をどう解決するのかという観点との関係では、個別を一個一個潰すということはどういう関係に立っているのだろうかというのが、若干、細かい議論を読んでいると分からなくなってきました。そこは今どう考えているのかというところだけを教えていただければと思いました。

以上です。

○依田座長

ありがとうございます。

続きまして、川濱議員、お願いいたします。

○川濱議員

どうもありがとうございます。

細かな論点に関しては、先ほどの泉水議員の発言に同感です。まず最初に、RSAのレベニューシェアリングの問題なんかに関して、これがデベロッパーに対するある種の方針になっている、そういった側面があることは確かなのだけれども、その域を超えた場合に独禁法違反になるということが大きな争点なので、スタートアップが回収するための有力な手段が独禁法違反になるということもあり得ているのだから、あまりこれがそういったことであって、どちらかというところは放任でいいかのような印象を与えるというのはどうもよくない書き方かなという気がいたしました。

端的に言うと、全体のトーンは、従来の事前規制では足りない部分に関する事後規制の部分なのだから、この問題に関しては、当然のことながら、レベニューシェアリングがいつ反競争的な様相を帯びるかに関する境界線のつくり方が難しいというのは、確かにそのとおりなのですが、しかし、境界線を超える要求があるのだから、それは重要な問題なのだということを指摘ながらも、他方、従来の競争法の域を超えて全般的に規制するというのは、かえって関係事業者にとっても不利益を被るということから慎重であるべきだという程度のトーンにしておいたほうがいいのではないかという気がいたします。

先ほど言いましたとおり、各論のパッケージの中に、事前規制といっても強固な事前規制と、共同規制のように独禁法を後に控えた、最終的には独禁法だけれども、開示で済むというタイプの規制と、それらが複合的な形でオプションの中に入っているところがあるので、オプションの書き方のところでそれを留意したほうがいいのかなど。

ただ、今までのでいける部分だったら今までのとおりでいけばいいのだから、オプションでも何でもないので、それはオプションではない場合には、そういった伝統的な独禁法の枠組みを超えたものがオプションになっているのだということを最初に断った上で書き込めればいいのかなどという気がいたしました。

それから、オプションは、内容自身は実現可能性の高いものから、また、実効性の高いものから低いものまでいろいろあるけれども、個々の内容に関しては今の段階では特に気づいた点はございません。

とりわけ、データ利用のような一番いい意味の形で出てくるような競争上の不公正のアドバンテージの利用の仕方に関しては、ある種分離の方向にいかざるを得ないところもあるのではないかということの指摘は重要だろうし、その中でも、単なる構造分離なのか、情報隔離なのかということなんかも、構造分離の場合にはあまりにも摩擦が大きいから、内部の情報隔離程度にとどめるのかと、いろいろな措置があるし、また、情報隔離の場合であっても、既に御指摘があったように、そのための制度設計の仕組み自身、非常に難しい。

これは、この中にも専門家がいるとおり、金融規制や個人情報法の問題のときを考えても非常によく分かる、他分野でも従来からよく検討されてきたところで、それはつくったときにまた大きな問題になるのかなという印象で、今の段階ではメニューを、かなり詳細だけれども、なおかつ、これはある意味では大ざっぱなくくりだということが分かった上で意見を聞いてみるというので、今回の方針はいいのではないかと思います。

私のほうは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、伊永議員、お願いいたします。

○伊永議員

ありがとうございます。

私のほうからは、どちらかというコメントを全般的に行いますので、必要な部分を酌み取っていただければそれで十分です。

最初に、レベニューシェアリングの話は泉水議員、川濱議員と同じで、アメリカのグーグル事件において重要な鍵を握る部分の一つだと思っておりますので、もう少し強めに書いてもいいというのは私も賛成するところです。

それから、グーグルマップの優遇の話ですけれども、これは意外に影響が大きいと考えています。例えば学生なんかになると、食べログのようなサイトやアプリで飲食店を探すかということ、ほとんどしないとされました。全部グーグルマップで検索して見ているということでした。グーグルマップが優れているのは地図としてだけでなく、近くのお店とかを探すときに、利用者が星をつけていて、その評価まで見られるという点にあり、これを学生は参考にしているようです。

そういった意味では、どれだけ代替が利くのかという点において圧倒的に優れているため代替しないようで、つまり、影響は大きいけれども、利便性も高いという点から、これを一律に消してしまうというのは問題だなと思う一方で、マップ業界だけでなく、飲食店の星つけ業界みたいなところまで大きな影響を及ぼしているという意味で、広がりを持った影響を及ぼしていることに配慮が必要と考えています。

それから、アップルのソーシャルログインの話ですけれども、ソーシャルログインの選択肢としてアップルのIDを入れるようにということで、これについてはそんなに悪性がないような気がしています。逆に、ログインをする選択肢としてアップルがない場合には困る人もいるだろうと思いました。必ずアップルを選べというのだと本当に問題ですけれども、選択肢の一つとしてアップルを含めるようにしてくださいというのはユーザーオリエンテッドな面もありますので、これを禁止するというのはなかなか難しいだろうと個人的には思っています。

それから、山田議員から御指摘がありました情報遮断の話ですけれども、アクセスと遮断の切り分けの問題で、遮断のところをもう少し具体性を持って書かれたらどうかという

話の一つのアイデアです。グーグル・フィットビット事件は、競合他社に10年間、データへのアクセスを許容した事件ですけれども、そのときに同時に情報遮断も行っていてデータサイロというのをつくらせています。データのサイロ化というのは、データをデジタル的にボックスの中に隔離してしまって、容易にアクセスできないようにするというものです。外部からとか、許可された者以外は、同じ会社の中でもアクセスできないという形でのデータサイロ化するという情報遮断措置について、EUは今後こういうやり方を標準としていきたいと言っているみたいです。要は行動措置としてファイヤーウォールを構築するとか、人的交流を制限するだとか、データにアクセスしないような規約をつくるという話ではなくて、物理的にデータをボックスの中に閉じ込めてしまって、それへのアクセスは基本できないという形での構造的な措置という位置づけであり、こうした対応をEUではしているというのが参考になると思いましたので、御紹介しておきます。

以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、生貝議員、お願いいたします。

○生貝議員

ありがとうございます。

私のほうも何点か手短かにいうところですが、まず、検索のところはまさにモバイルエコシステムの構成要素として極めて重要なテーマを扱っていただいているなと思います。

もちろんモバイルエコシステムだけに、ここに挙げられている例えばマップ等だけに閉じたものではない。まさに伊永先生がおっしゃっていたような飲食とか、あとはショッピング等との関わりですよね。この辺りをどう含み込んだ形で考えるのかというのは、検索を取り扱うに当たってのポイントになってくるかなと思いました。

関連して、これはこの部分だけではないので、書き始めるとさらに分厚くなってしまいますけれども、例えばまさにDMAの規定の背景にあるようなEUのグーグルショッピングのケースなどにも、例えば外国の状況として触れておくのかどうか、そういうことも場合によっては背景情報の提示として考えていく価値はあり得るのかと思ったところです。ただ、あまり厚くなり過ぎてもというところがございます。

2つ目に、これはページ数を指定していると長くなってしまいますので口頭だけにしますが、まさに小林先生におっしゃっていただいたとおり、データの扱いについてかなり各所で触れていただいているなと思います。まさにデータの自己の利用だけではなくて、いかに開いていく方向で考えていくのか。

このことは、場合によってはインターオペラビリティの義務づけを含めて、既存の独占禁法のエンフォースメントから踏み越えたところになる重要なところであろう。そういったときに、できるだけデータを多様な主体が使える方向でというふうな、全体的にオプシ

ョンBとして出てくるような方向を重視していただけるとよいなと思います。

それで、書きぶりとして少し気がついたところとして、例えばOSのところ、ビジネスユーザー自身がデータにアクセスできるという書きぶりをしていただいているところ、これはDMA等では、ビジネスユーザーが承認した第三者に対しても、アクセスを認めるということがもう一つの大きな肝になっているかなと思います。この点をどう扱うか。

それから、ビジネスユーザーのポータビリティと個人ユーザーのポータビリティというのが、場所によって書きぶりや位置づけが違ってくるように見えるところをどう整理するか。やはり同じように重要であり、他方で若干性質も違うことをどう取り扱うか。

それで、データについても一個だけ、これもDMAベースで恐縮なのですが、DMA 5条（a）で言うところの様々なサービスからのデータの組合せというものをどのように考えるかという論点です。まさしくモバイルでも、様々なサービスからのデータを自社の中で組み合わせて、より深いプロファイリングを行う、そのこと自体が非常に重要な、競争優位となっているところ、5条の（a）として一番頭に出てくる部分をこの中でどう位置づけるかというのを考える余地があるのかなと感じています。

3点目として、ちょっと細かいところですが、③の28ページに書いてある、検索エンジンをてこにした標準化、AMPについて触れていただいているところは大変重要だなと思います。このことについては、まさしくここはまさにコンテンツ事業者、ニュース事業者の方々も含めて広く意見をいただけるとよいなと思ったところでした。

最後に、検索デフォルトについては、ビクテックとビクテックの間でのディーリングというのは非常に強力な効果を持つと認識しておりますので、様々な対応が考えられるべきなのだろうと思います。

以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

ここまで後半のほうについて、事務局のほうから何かリプライはございますか。

○成田審議官

ありがとうございます。

いろいろと参考になるコメントをありがとうございます。

幾つか御質問もありましたので、お答えできる範囲でお答えします。

まず、増島先生のほうからありましたたちごっこ問題です。おっしゃるとおりで、今そこまで書いていないのですが、先ほど来も少し生貝先生のほうからもありましたが、各論だけでなく、横断的に持つべきツールとか仕掛けみたいなものも少し書く必要があるのかもしれない。今までも御議論があったような情報収集に関する話であるとか、迂回的な措置に対する対応とか、DMAでもいろいろありますので、そこはこれからの宿題として何らか書けるかどうかというのを考えたいと思います。

それから、伊永先生のほうからあったソーシャルログインのところ、アップルの関係、

これはおっしゃるとおり、そこまで強い強制ではないのですけれども、他方で、アップルの立場だからこそ、自分のものは選択肢に入れてくださいと言って、そういう意味では強制をしているということなので、それはサービス事業者、アプリベンダー側が、アップルがあったほうがユーザーにとっていいだろうと判断してもらえばいい話ですけれども、なぜアップルのものだけは必ず乗っけなければいけないのかというところについて少しどうなのかということなのかなと思っております。

最後に生貝先生のほうからあった、ビジネスユーザー自身だけでなく、承認した者もというところは、ここは書き方を正確に書こうとすると、非常に分かりづらい文章になってしまうのですが、正確にそこも含めて書いているところと、書き切れていなかったところとばらつきが出たかと思っております。そこは我々も認識しておりますので、そろえていく段階できれいにそこもカバーできるようにしたいと思っております。

それから、ポータビリティのところブラウザだけでいいのかというのは、確かにおっしゃるとおりで、そこをどう処理するかは考えたいと思っております。

DMAの5の(a)の話も、確かに明示的には出てきていないというのはおっしゃるとおりかもしれませんが、そこも宿題として考えさせていただければと思います。

全部カバーし切れていなくて恐縮でありますけれども、私からは以上でございます。ありがとうございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

長時間にわたって議員の先生方から、中間報告案の総論、各論について御意見を承りました。

事前に事務局等ともやり取りはしておりますが、今日、この中間報告案について一定の方向性とか結論めいたことを出す必要はないので、今日、議員の先生方から多種多岐にわたったサジェスチョンをいただいておりますので、またしばらく時間をいただくこととなりますが、事務局のほうで持ち帰って、この中間報告案についてブラッシュアップを進めていきたいと思っております。

では、最後に事務局のほうから連絡等がございましたら、よろしく願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

本日も、長い時間、ありがとうございました。また、これを読み込んでいただくのに相当なお時間をいただいたことについて本当に感謝しております。ありがとうございます。いただいた指摘を踏まえてブラッシュアップしたいと思います。

それで、事前の御説明でも申し上げましたけれども、細かいところは多々あるかと思えますし、今の案につきまして別途追加でいろいろコメントもあろうかと思えますので、15日の火曜日までにメール等でコメントいただければ、次回のときにまた皆様に御議論いただけるようにしたいと思っております。事務局の福本、中川宛てに、追加コメントが

あれば、15日までにメール等でいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今回は3月23日水曜日、こちらも2時間半を頂戴いたしておりますけれども、10時から12時半でございます。よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

今日も長時間になりましたが、議員の先生方、非常に負荷の高い形での報告書を読んでもらっての御意見を賜りましてどうもありがとうございました。

それでは、本日のワーキンググループを終了いたします。どうもありがとうございます。